



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年 9月 5日 金曜日 第1489号

◇ 目 次 ◇ 規 則

採血及び供血あつせん業取締法施行細則の一部を改正する規則..... 943

告 示

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 943
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 943
道路の供用開始（一般国道320号）..... 943
開発行為に関する工事の完了..... 944

訓 令

愛媛県長寿社会対策本部規程の一部を改正する訓令..... 944

公 告

平成14年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況の公表..... 944
改良普及員資格試験合格者の公表..... 945
人事管理システムの借入れ..... 945

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第60号

採血及び供血あつせん業取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 9月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

採血及び供血あつせん業取締法施行細則の一部を改正する規則

採血及び供血あつせん業取締法施行細則（昭和31年愛媛県規則第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行細則

「採血及び供血あつせん業取締法（）」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（）」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「採血及び供血あつせん業取締法施行規則」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則」に改め、「。以下「省令」という。」を削る。

附 則

○愛媛県告示第1783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 9月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1781号

重信町見奈良土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・柚寿之木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 9月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・柚寿之木地区）計画書の写し
- (2) 重信町見奈良土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年 9月16日から10月15日まで

3 縦覧場所

重信町役場

○愛媛県告示第1782号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上三谷大替地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 9月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上三谷大替地地区）計画書の写し
- (2) 伊予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成15年 9月16日から10月15日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	320号	宇和島市栄町港二丁目201番	平成15年9月5日

○愛媛県告示第1784号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第22号 平成15年8月26日	伊予市中村字為則甲46番1	伊予市上吾川甲35番地1 芳我不動産 代表者 芳我孝義
15西局建（開）第13号 平成15年8月28日	西条市飯岡字助行2127番7及び2127番8	西条市大町437番地の10 青山哲也

訓 令

○愛媛県訓令第24号

庁 中 一 般

愛媛県長寿社会対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県長寿社会対策本部規程の一部を改正する訓令

愛媛県長寿社会対策本部規程（昭和59年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、副本部長」を削り、同条第2項中「保健福祉部の所掌事務を担当する副知事」を「保健福祉部長の職にある者」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第4条第2項を削り、同条第3項中「及び副本部長」を削り、同項を同条第2項とする。

第6条第3項中「副本部長」を「保健福祉部生きがい推進局長の職にある幹事」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

平成14年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況の公表について

財団法人都道府県会館理事長職務代理中沖 豊から通知のあった平成14年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 災害共済事業の経営状況

(1) 事業実績

ア 建物共済

加入都道府県（団体）数	47都道府県8団体
共済責任額	4,076,121,457千円
共済基金分担金（返戻金控除後）	979,659千円
被災件数	540件
被災棟数	540棟
災害共済金	330,048千円
損害率	39.1パーセント

イ 自動車損害共済

加入都道府県（団体）数	8県
共済責任額	44,998,361千円
共済基金分担金（返戻金控除後）	18,007千円
事故件数	1件
給付件数	1件
災害共済金	11千円
損害率	0.01パーセント

(2) 収支計算

ア 収 入

共済基金分担金	998,606,540円
建物共済	980,437,855円
自動車損害共済	18,168,685円
繰入金収入	3,100,000円
雑収入	324,966,911円
返還金収入	90,520,000円
前期繰越収支差額	3,039,535,089円

イ 支 出

事務費	118,301,536円
災害共済金	330,059,718円
建物共済	330,048,784円
自動車損害共済	10,934円
返戻金	606,033円
建物共済	444,437円

自動車損害共済	161,596円
災害見舞金	52,797,544円
助成金	2,074,638円
防災費	2,284,038円
調査研究等事業費負担金	98,000,000円
全国都道府県議会議長会協助金	28,000,000円
繰出金	88,170,000円
積立預金支出	1,275,392,000円
次期繰越収支差額	1,954,285,033円
ウ 資産増加の部	
資産増加額	1,275,392,000円
エ 資産減少の部	
資産減少額	1,178,108,651円
当期正味財産増加額	97,283,349円
前期繰越正味財産額	20,916,285,424円
期末正味財産合計額	21,013,568,773円

2 水力発電用機械損害共済事業の経営状況

(1) 事業実績

加入都道府県(市)数	32都道府県 1市
共済責任額	269,521,290千円
共済基金分担金	330,388千円
加入発電所数	331所
被災事故件数	9件
被災事故発電所数	9所
災害共済金	100,107千円
損害率	30.3パーセント

(2) 収支計算

ア 収入	
共済基金分担金	330,388,704円
雑収入	76,306,195円
前期繰越収支差額	753,070,098円
イ 支出	
事務費	1,274,095円
災害共済金	100,107,566円
調査費	478,620円
積立預金支出	368,050,000円
次期繰越収支差額	689,824,716円
ウ 資産増加の部	
資産増加額	368,080,000円
エ 資産減少の部	
資産減少額	63,245,382円
当期正味財産増加額	304,834,618円
前期繰越正味財産額	5,812,070,098円
期末正味財産合計額	6,116,904,716円

○公 告

改良普及員資格試験合格者の公表について

愛媛県改良普及員資格試験条例(昭和38年愛媛県条例第38号)に基づき、平成15年8月4日(月)及び5日(火)に実施した平成15年度改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
3	八 多 和 也	23	戒 能 沙 織
4	河 合 美 絵	26	石 田 恭 子
5	田 中 悠 起	27	注 連 麻 里
8	坂 本 恵 美	28	鈴 木 潤 美
9	武 田 大 介	29	田 口 愛
10	為 頼 咲 紀	30	宮 下 裕 司
16	川 西 高 司	31	百 々 功 一
18	大 野 健 一 郎	33	古 谷 静 香
19	徳 満 信 子	34	金 藤 牧 子
20	野 崎 真 奈	37	二 宮 由 季 子
21	末 廣 香 織	41	浅 野 裕 城

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

人事管理システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

人事管理システム一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成16年3月1日から3月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部警務部警務課

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の

4の規定に該当しない者であること。

- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部総務室会計課調度第一係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2231

- (2) 入札書の受領期限

平成15年10月17日(金)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成15年10月17日(金)午後1時30分

愛媛県警察本部大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Human Resource Management system 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 17 October 2003

- (3) For further information, please contact:
Supplies Procurement Section, Finance
Division, Administration Department, Ehime
Prefectural Police Headquarters, 2-2
Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime
790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2231